

## 会 議 録

会議名	平成 28 年度 第 2 回 丸亀市行政評価委員会
開催日時	平成 28 年 10 月 7 日（金）15:00～18:30
開催場所	丸亀市役所 本館 2 階第 1 会議室
出席者	<p><b>出席委員</b> 赤熊一弘、岩永十紀子、岡本恵子、三輪千種、森茂、吉田世津子、佐藤常光、藤川澄子</p> <p><b>欠席委員</b> なし</p> <p><b>事務局</b> 市長公室長 山田理恵子 （市長公室政策課）課長 山地幸夫、副課長 富士川貴、担当長 志村芳隆、主任 宇野大志郎</p>
議 題	<p>1. 所管課ヒアリング</p> <p>2. その他</p>
傍聴者	0 名
発言者	議事の概要及び発言の要旨
山地政策課長	<p>ただ今より、第 2 回目の丸亀市行政評価委員会を開会いたします。次第にありますとおり、本日は所管課ヒアリングとなっておりますので、よろしく願います。ヒアリングに入る前に、本日の会議資料を確認します。</p> <p>以後の議事につきましては、会長に議長をお願いします。</p>
岡本会長	<p>それでは、ヒアリングに入ります前に、本日 2 名の委員が遅れますが、現在 6 名の委員のご出席をいただいておりますので、丸亀市附属機関設置条例の規定に基づき会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p><b>事業① 空家対策事業費</b> (ヒアリングに出席した環境安全課職員) 課長 吉本博之、主査 香川賢史</p>
赤熊委員	<p>新規事業ということで、総合計画策定時にはなかった事業ですね。老朽危険空家除却の申請件数と内容は、どのようになっていますか。</p>
香川	<p>総合計画に明確な記述はありませんが、空家そのものの問題がなかったわけではなく、平成 26 年に空家対策特別措置法が施行され、本格的に対応してきた経緯があります。補助の申請状況は、申請件数が 15 件、交付決定が 1 件です。参考までに今年度の状況は、申請件数が 72 件、交付決定は現在 11 件、最終で</p>

	24～25 件程度を見込んでいます。
赤熊委員	空家等実態調査の進捗状況はどうでしょうか。
香川	平成 27 年度 1 年間をかけて、業者へ委託し調査を実施しました。空家の状態によりランクを 5 段階に分けて評価したところ、ほぼ 5 等分、どのランクも約 20%の割合という結果となりました。島しょ部では、ランク D、E の割合が多く、中心市街地で空家が密集しているという特徴が出ています。
赤熊委員	昨年度の実績は 1 件とのことですが、どのような理由でしょうか。
吉本課長	条例の施行が昨年 10 月 1 日で、基本的にはモデル的な意味合いで 1 件分のみ予算を組んでいました。平成 28 年度から本格的に実施する計画で進めており、予算も 3,200 万円計上しています。
赤熊委員	将来的に国の補助率が増えていく可能性はありますか。
吉本課長	特別措置法に基づく事業ですので、国の補助制度は 5 年ほどではないかと想定しています。現行の負担割合は、国 2/5、県 1/5、市 1/5、所有者 1/5 で、高率の補助制度となっています。第三者にも迷惑のかかることすし、国の補助制度があるうちに、できる限り危険な空家の除却を進めていく必要があると考えています。
佐藤委員	平成 28 年度に空家等対策計画を策定するとのことですが、進捗はいかがでしょうか。国の方も時限立法とのことですが、丸亀市の計画もそれを踏まえた計画となるのでしょうか。
香川	今年度策定の予定で進めており、計画期間は 5 カ年で考えています。期間中の取組みとして、除却だけではなく、利活用の観点、また民間の不動産会社と連携した施策など盛り込む予定です。
三輪委員	制度の周知方法として、どのような PR をされていますか。
吉本課長	税務課が送付する固定資産税の納付書に、周知チラシを同封しましたので、固定資産の所有者には情報が行き渡っていると考えています。また、2 ヶ月に 1 回開催している空家相談会でも情報提供しています。
香川	不動産会社の研修会にも参加して制度を周知しており、民間にも協力いただきながら、所有者に情報が届くようにしています。

岡本会長	空家対策の条例に、情報提供に対する記載はありますが、相談に関する規定が入っていないと思います。国の方針では、相談業務は市町村で対応するよう定められていますが、何か意図があるのでしょうか。
香川	条例第4条第3項の文言に、現在行っている空家相談会のような事業も含むものと考えています。相談業務自体は、条例ができる前から環境安全課で行っています。
岡本会長	国が対策を講じる以前から、空家に対する相談はありましたか。
吉本課長	空家に関する苦情や相談は、主に環境安全課で受けていました。宅建業協会と連携した相談会などの取組みは今年度から行っています。
岡本会長	実際に相談業務を行っているのであれば、条例から外した理由がわかりません。国の通達でも市町村対応が記されていると思いますが、考慮していないのでしょうか。
香川	法律に基づいて作成しており、特別に外したという意図はありません。国よりも先行して条例制定を進めていたため、条例ができたあとに、国からガイドラインなど出てきたものもあり、反映できていない内容もあるかと思います。施行後1年を経過して、他に指摘されている点もあるため、今年度中に改正を予定しています。
岡本会長	<p>実際、空家は所有者がいないから空家になっているケースが多いと思います。困っているのは周辺市民など第三者だと思います。その意味で、市民からの相談体制は大切だと思います。</p> <p>それから、空家対策協議会の委員14名のうち、女性委員が1名ということですが、国では30%、市の第二次男女共同参画プランでは40%目標となっています。委員の選定に際し、男女共同参画室と事前協議はしていないのでしょうか。</p>
吉本課長	空家対策協議会において、宅建協会や司法書士など専門的な人材の選定にあたっては、できる限り女性の方を推薦していただけるようお願いしていますが、もともと女性が少ないので難しいという回答で、結果的に男性が多くなり、その旨を男女共同参画室に事前協議はしています。
岡本会長	そうした業界で女性が少ないのは認識していますが、いないわけではないと思います。
吉本会長	団体へ依頼するので、女性でないと受け付けないとは言えない面もあります。

岡本会長	それでは、次回の改選時も同様の対応となるわけでしょうか。
香川	これまで不動産業界と深い関係がなかったこともあり、今回空家対策協議会が立ち上がったことで、女性委員の件についても相談しやすい状況にはなってきていますので、一人でも二人でも女性委員を増やせるよう努めたいと考えています。
岡本会長	委員を最終決定する段階には、市の関係部署でも厳格なチェックをお願いしたいと思います。それからもう 1 点、毎年「まるがめの環境」を発行していると思いますが、空家の内容は盛り込まないのでしょうか。空家の状況や、他の部署で関連する事業などを公開することで、成果が公になると思います。
香川	空家等対策計画の進行管理に盛り込むか、「まるがめの環境」の項目として扱うかは今後の協議会などで検討していきますが、公表はしたいと考えています。
藤川委員	空家対策の調査件数は、担当課もしくは協議会で最終的にチェックした後の数字でしょうか。この件数が、正しいのか疑問が残ります。
香川	判定にあたっては業者に指導しながら行ったもので、今回お示ししたのが最終の結果です。
吉本課長	空家除却の補助事業を実施するうえでは、最初の調査結果を抜きにして、市建築課の専門技師と環境安全課担当の 2 名が改めて審査して、それを正式な市の評価として取り扱っています。
藤川委員	空家相談会は専門の方が対応されているのですか。
吉本課長	不動産会社で構成されます宅建業協会の方をお願いしております。協会では、相談にあたっての研修も行われており、専門的な見地から相談対応しています。
藤川委員	宅建業協会へ業務を委託しているのですか。
吉本課長	業務委託ではなく、連携協定により無償で実施してもらっています。
吉田委員	本事業費でカバーする内容は、空家対策協議会、空家等対策計画、空家相談会、除却事業で、これ以外に内容を拡大していく考えはないですか。
香川	環境安全課の業務では老朽危険空家への対策が主であり、都市計画課では耐震改修補助事業、産業振興課では商店街の店舗改修などの事業も行っています。

岡本会長	<p>他に質問もないようですので、本事業のヒアリングを終了します。</p> <p><b>事業② 観光宣伝費</b>  (ヒアリングに出席した文化観光課職員)  観光担当長 保科光男</p>
吉田委員	<p>様々な事業を実施していますが、各事業の選定基準はありますか。予算配分は、どのように決まっていますか。新規の事業を考える余地はないでしょうか。</p>
保科担当長	<p>事業、予算の決定について、観光宣伝費は基本的に継続的な事業となっており、例えば業務委託の関係は見積書を徴して決定しています。新規事業は、別の観光開発事業費で実施しています。</p>
吉田委員	<p>委託事業は、成果がどのくらい出ているか再チェックが必要と思います。丸亀城は10万人を突破して非常に喜ばしいが、本島は対前年度比で減少しており、委託事業の効果検証、改善について、委託先とはどのような協議をされていますか。各種協議会への負担金も丸亀市にとってどのくらいの利益が還元されているのかといった内容が見えてきません。</p>
保科担当長	<p>各種協議会の負担金は、成果を測りにくい面があります。</p>
岩永委員	<p>観光客数だけが全てではないですが、レクリエーション調で観光客数が減少しているもの、特に猪熊美術館、本島全般などに対して、所管課としてはどのようなビジョンをお持ちですか。瀬戸芸の関係からも、力を入れるべきところだと思います。</p>
保科担当長	<p>美術館は、学芸員等と展示内容の協議を進める必要があります。丸亀市全体の観光ビジョンについては、まずは丸亀に来てもらうきっかけづくりとして、丸亀城を中心とした施策に取り組んでいます。</p>
佐藤委員	<p>具体的には、どのような事業を進めていますか。</p>
保科担当長	<p>昨年度からは、特にインバウンド対策に力を入れており、台湾に直接足を運んだり、旅行代理店の商談会に参加しています。</p>
藤川委員	<p>観光協会の補助金が廃止になったのは、なぜでしょうか。</p>
保科担当長	<p>従来の補助金分も業務委託料として一本化したものです。</p>

藤川委員	地図の観光パンフレットの内容が分かりにくく、見直しが必要と思います。
赤熊委員	総合計画の成果指標「観光地のネットワークづくりなど観光産業の育成・支援」に対する市民満足度の結果はどのようにして出ましたか。アンケートの詳細はどのようになっていますか。
政策課 宇野	今年度4月に実施した市民アンケートによるもので、5段階評価で選択してもらっています。
岡本会長	委員からの事前質問には、結果だけでなく、資料提供のうえ回答するようにしてください。
赤熊委員	現時点の丸亀城の入場者数は、どのようになっていますか。
保科担当長	9月末で、前年度比120%で推移しています。
赤熊委員	データをもとに、丸亀市の観光発展に向けた予算要求も可能と思います。
岡本会長	本島パークセンターの維持管理状況は杜撰だと思います。委託契約の中で、従事する者の報告書や喫茶室の収支報告書などの提出が必要と思いますが、整っていますか。また、支出の部の組合管理費の内容は何でしょうか。
保科担当長	本島パークセンターに従事している職員の人件費だと思います。確認しておきます。
岡本会長	人件費は、賃金の項に入っているのではないのですか。担当課がよくわかっていない支出を行っているということでしょうか。毎年、業務委託料として支出していると思いますが、どんな内容に使われているのか、本当に必要なものか。観光ビジョンはお城を中心にとのことですが、それでは本島での観光対策はどうでしょうか。前年度からの継続事業をそのまま執行するだけという姿勢を改めていただきたいと思います。予算を有効に使うためにも、精査すべきです。
赤熊委員	飯野山の観光案内板設置に関して同じような内容のものがありますが、なぜでしょうか。金額も高額だと思います。
保科担当長	基礎工事部分と、看板製作を別々で発注したものです。山地という特殊な場所での工事のため、割高になっています。

岩永委員	発注にあたっては、複数に見積を徴して競合したのでしょうか。
保科担当長	金額的に随意契約により実施できる範囲内であり、2年前に同様の工事で実績のある業者と随意契約をしています。
岡本会長	他に質問もないようですので、本事業のヒアリングを終了します。
	<p><b>事業③ 学校教育サポート事業費</b>  (ヒアリングに出席した学校教育課職員)</p> <p>課長 佐々木徹、副課長 岩井俊明、学校教育サポート室長 菅佳久、学校庶務担当長 十河久美子</p>
岩永委員	小学校に配置している生活支援員の資格、経歴などはどのようなものですか。
菅室長	特別な資格は求めていませんが、教員の退職者や特別支援に関わった経験のある方を採用しています。
岩永委員	教員の退職者も様々だと思いますが、学校生活で不安定な子どもや、発達障害のある児童への支援になるかと思いますが、そうした支援に適した方だとお考えでしょうか。
菅室長	履歴書のほか、事前の面接で学校現場での経験などを確認したうえで判断しています。
岩永委員	いじめ等の事案報告は、学校側から出しやすい雰囲気はありますか。報告したら、自分たちの対応が十分でなかったという捉われ方をされるのではないかとこの躊躇があって、これくらいだったら報告を辞めておこうという気持ちが働く、件数として上がってこないのではないのでしょうか。悪くすると、互いに隠蔽してしまうことに繋がることも懸念されますが、それを防止する取組みはありますか。
菅室長	まず、各学校でいじめ等専門委員会を開いての判定となります。学校教育課のスタンスとしては、できるだけ早期の発見・対応が必要なことですので、疑わしいものは全ていじめで報告するよう、迷ったら相談するよう伝えてあります。そうした場合、基本的にいじめと認識して対応するようにしていますので、件数は減らないかもしれません。昔であれば、子ども同士のいざこざやトラブルで済んでいたものも、現代の状況から、逆にいじめと捉えて対応しています。件数にかかわらず、未然防止に主眼を置いています。

岩永委員	小さな案件も、報告に上がってくるのが望ましいと思います。
藤川委員	市内の学校に、臨床心理士は配置していますか。いじめについては、早期発見がポイントだと思いますが、第三者的な専門の臨床心理士の配置は、有効だと思います。それから、自殺の人数はあがっていないのでしょうか。
菅室長	常駐では配置していません。いじめが原因による自殺はありません。
佐藤委員	相談活動について、平成 27 年度は前年度から 3 割ほど増えています、どのような内容が増えているのでしょうか。
菅室長	内容の統計は取っていませんが、昨年まで学校現場でいた経験を申しますと、例えば、部活中のボールが車両に当たって不当な要求をされるなど、外部からの理不尽な要求行為が増えていると感じます。また、教員の発言や行動に対する、保護者からの意見も増えており、学校と保護者の対立の長期化を避けるため、学校側からの相談が増えてきています。学校が荒れているから、サポートの相談件数が増えているというものではありません。
赤熊委員	いじめ等防止基本方針の活用方法と、効果はどのように考えていますか。
菅室長	基本的には、管理職対象の研修資料として活用しており、それに沿って各学校ごとに、いじめ防止マニュアルを作成するための基礎資料としています。
赤熊委員	効果的な活用がされたという報告は受けていないのでしょうか。
菅室長	幸いなことに、マニュアルに沿った対応をしなければならぬ事案は生じていません。活用方法は、今後も見直しを進めていきます。
岩永委員	学校での研修は、綾歌中学校のみで 2 回行ったとのことですが、講師や対象者など内容を教えていただけますか。
岩井副課長	綾歌中学校の教職員を対象に、学校教育課の学校教育サポート室の室長と生徒指導担当が、講師としていじめ対策の講話を行いました。いじめ防止対策推進法の成立により、いじめの捉え方が変わってきていますが、学校の教職員の認識が甘いと、いじめ問題なのに、いじめとして扱わないという不適切な対応をとりかねない事態も起こりえます。そうしたことから、綾歌中学校から申出があり、実施したものであります。
岩永委員	非常に有意義な取組みだと思います。綾歌中学校の教職員だけでしょうか。



	他の学校でも行っていく計画はありますか。
菅室長	基本的にはそれぞれの学校で職員研修を行っておりますので、具体的な計画はありません。要望があれば、対応します。
岩永委員	職員研修を行っていない学校はないでしょうか。
佐藤委員	実施すれば報告はあるのでしょうか。
菅室長	研修を行っていない学校はないと思います。報告は集めていません。
岡本会長	それでは、サポート室としてどのように把握するのですか。
菅室長	性善説にはなりますが、行われているものと認識しています。改善する必要があると思います。
岡本会長	綾歌中学校の研修は良かったと思うのですが、他校へ紹介やアピールするべきだと思います。
岩永委員	発達障害の児童に対して、教員によっては認識が甘い状態があるかと思いますが、この事業で取り組む考えはないでしょうか。
菅室長	特別支援教育に該当するものについては、別事業で特別教育支援員を配置しています。全体の職員研修である教育講演会では、ここ 2 年間、発達障害をテーマとした講演を実施しています。
岩永委員	現場としては、子どもが思い通りにならない教員のサポートは重要で、子どもの成長の意味でも、もう少しクローズアップされてもいいかと思っています。
菅室長	学校からの相談により、サポート室の職員が学校に出向き、必要に応じて生活支援員を追加配置することもあります。特別支援教育は別予算ですが、特別支援学級に在籍する児童に対して、通年で固定で支援員を配置しています。
岩永委員	発達障害かどうかははっきりしない児童への対応を考えても、生活支援員の力は大きいと思います。
岡本会長	いじめ等防止基本方針のなかで、インターネットを通じて行われるいじめ対策との記述がありますが、どのような事業を行っていますか。

菅室長	市のPTA連絡協議会では、スマホの利用について親子でルールを定める「スマホ宣言」を行い、綾歌中学校や飯山中学校では、生徒会が中心となり、9時以降はスマホを使用しないなど、保護者を巻き込んだの約束事を決めるなどといった取組みを進めています。
岡本会長	現状把握の調査は行っていますか。学校教育課として、どれくらいの子どもが使っているか認識はしていますか。
菅室長	学校によって把握しているところもありますが、全体調査は行っていません。
岡本会長	<p>スマホはLINEによるいじめに繋がるケースも多いようです。スマホによる弊害を調査することが必要だと思います。</p> <p>それから、丸亀市いじめ等専門委員会に女性委員がいないという報告がありました。相談の70%は母親、75%が女性という状況です。丸亀市では、女性委員のいない審議会をなくす取組みをしています。昨年立ち上がったばかりだと思いますが、新規の審議会で女性の委員がいないということは聞いたことはありません。任期はいつまでですか。</p>
菅室長	平成27年に立ち上がり、任期は3年です。
岡本会長	<p>相談者の状況からしても、女性委員について考慮して欲しいと思います。では、他に質問もないようですので、本事業のヒアリングを終了します。</p>
	<p><b>事業④ 少年育成センター活動事業費</b>  (ヒアリングに出席した学校教育課職員)  課長 佐々木徹、少年育成センター所長 三野祐資、主査 藤井健一</p>
赤熊委員	相談活動における相談業務の実態、周知チラシの効果はいかがでしょうか。
藤井	<p>専門指導員を1名配置し、様々な悩みに対して、来所相談、電話相談を行っています。年度初めに市内の小中高校生に相談カードを配布し、フリーダイヤルで電話相談できるよう周知しています。平成27年度は、来所相談が7件、電話相談が40件、対象者は小中高校生で、相談者は母親がほとんどです。学校に関係する案件については、学校教育サポート室につないでいます。</p> <p>周知チラシの効果については、件数が少ないですが、一定の効果はあるものと考えています。</p>
吉田委員	学校教育サポート室の業務とかぶっている部分もあるかと思いますが、一つにまとめて対応するほうが効果的ではないでしょうか。

三野所長	相談の中には、学校に知られたくない内容もあるかと思います。
吉田委員	育成だよりは、小中学生に配布して保護者に渡るという考え方ですね。内容を見ますと、生徒自身は自分が載っていれば見ると思いますが、保護者が自分の子ども以外の記事を見るかという疑問です。電子メディアで送るほうが、情報に接する機会として効果的だと思います。
佐々木課長	配信をする際には、保護者の全てが電子メディアを利用できるかどうか考慮しないとけません。
岩永委員	育成だよりの内容は、目的、対象者を明確にすると、より充実した内容になると思います。子どもとの関係で悩んでいる保護者にとって、早期の気づきなど助けとなる情報、非行防止、健全育成のための大切な情報提供に注力して欲しいと思います。
三輪委員	補導活動について、昼と夜の時間帯の設定の理由、また週 4 回全て同じ時間帯で実施しているのでしょうか。
三野所長	全て同じ時間帯で実施しています。
藤井	昼の部の 4 時から 5 時は下校時に合わせています。夜の部の 6 時から 7 時半については、特別の決まりがあるわけではありませんが、補導員の勤務を考慮しての時間帯であり、これより遅い時間帯は対応が難しい面があり、もし不良行為があれば警察での対応となります。
佐藤委員	今年の 4 月からは、親子であれば、ゲームセンターも夜の 9 時まで問題ないというように延長になりましたね。
藤井	香川県の青少年保護育成条例で、ゲームセンターの立入制限があります。これまで 16 歳未満は、夜の 6 時以降は保護者がいても制限されていましたが、6 月 23 日の改正により、保護者が同伴であれば、夜の 10 時まで構わないというように変わりました。
佐藤委員	私も補導の経験がありますが、実際の現場では、本当の親子かどうかわかりにくい場合があります。
藤井	必ず声かけをするようにしており、明らかに一人の場合は、家に帰るように伝えています。

三輪委員	<p>同じ時間帯で続けていると、子どもも良くわかっており、その時間帯を外すようになりますので、ランダムに時間帯を変えて活動することも検討するべきだと思います。</p>
岡本会長	<p>補導活動に関して、防犯協会と情報共有していますか。</p>
三野所長	<p>毎月の非行防止定例情報会で、警察など関係機関のメンバーで情報交換しています。</p>
岡本会長	<p>本事業の必要性として、携帯電話、インターネット利用に関して憂慮すべき状況であるとの記述がありますが、具体的にどのような対応をしていますか。</p>
藤井	<p>育成だよりに、啓発情報を掲載したほか、同じく育成だよりの特集号で、フィルタリングや、スマホ利用の危険性などについて情報提供しています。</p>
岡本会長	<p>育成センターでは、この事業のなかでも育成だよりが、重要だと考えているようですね。ただ、この内容では、やはり見てくれないと思います。年間6回の発行のうち、例えば、夏休み前はそれに関連した内容を、また、対象を親に絞った内容にするなど、見直すべきだと思います。読んでおかないと困るような内容を目指して、保護者が求めている情報を考えていくべきだと思います。</p> <p>では、他に質問もないようですので、本事業のヒアリングを終了します。</p>
	<p><b>事業⑤ 老人生きがい対策費（老人クラブ運営補助金）</b>  （ヒアリングに出席した高齢者支援課職員）  課長 泉孝志、副課長 吉田文則、担当長 石川美智子</p>
吉田委員	<p>この補助金は、各クラブへの一律援助という位置付けでしょうか。このやり方になっている理由はありますか。</p>
泉課長	<p>市の老人クラブ連合会が実施するイベント等の別事業は、別立てで予算を組んでいます。県からの補助金算定方法に準じて積算しています。あくまで、老人クラブ連合会に補助金を交付する際の積算根拠で、交付後の用途は老人クラブが決めています。</p>
岩永委員	<p>単位老人クラブの報告書では、健康増進等の事業目的を果たしているのかどうか判断しにくいです。生きがい対策として、有効な内容に使われているのか、担当課としてどの程度把握していますか。老人クラブのよりよい運営を目指して、どのような支援を考えていますか。</p>

泉課長	健康増進、社会奉仕などを補助金の対象としていますが、目的としては、介護予防の観点から、元気に過ごしていただくために必要なものだと考えています。ただ、活動内容が単位老人クラブによって統一されておらず、会員の高齢化で難しい面もありますが、指導が行き届いていないのが現状です。
岩永委員	運営改善のために、研修やアイデアなど情報提供することは、高齢者支援課として大切な業務と思います。
泉課長	市の老人クラブ連合会の方で、全国の老人クラブの優良な活動事例集を配布しています。自分たちの活動に繋げるかどうかは、単位老人クラブによって温度差があります。
岡本会長	<p>高齢化により単位老人クラブの指導が難しいとのことですが、加入の対象は60歳からですよ。かなりの高齢の方だけが老人クラブを運営しているわけではないと思います。それから、少し前の資料ですが、60歳以上の高齢者の50%が老人クラブに加入していた時期があります。その後、高齢者は右肩で上がっていくのに対し、老人クラブの加入率はその逆です。</p> <p>老人クラブは、特に男性高齢者の身近な活動の場として、有効な手法だと認識しています。ただ、岡田地区は市の老人クラブ連合会に入っていないのですよね。市から補助金は出ていますか。</p>
泉課長	連合会には入っていませんが老人クラブはあり、補助金は出ていません。
岡本会長	丸亀市の補助金見直し基準のなかで、補助率が2分の1以上の事業は、休止もしくは減額の対象となりますが、毎年見直す必要がありますが、見直しはされましたか。
泉課長	できておりません。
岡本会長	老人クラブの会計は、丸亀市の監査委員による財政援助団体監査を平成21年と平成26年に受けており、同じことを指摘されています。単位老人クラブ全ての報告書を見せてもらいましたが、あまりに会計が杜撰です。ただ、行政評価委員会として評価すべきは、老人クラブの会計処理ではなく、そうした報告書を見逃している担当課の問題です。それから、老人クラブの事務局職員として、市が臨時職員を雇っていますが、事務局が市にある団体は同じく補助金見直し基準により、補助金を交付できないことになっています。
泉課長	市に事務局がある点は、解決しなければならない問題であると認識しています。県下でも市に事務局がある市町はほとんどなく、社会福祉協議会などが受

岡本会長	<p>け持っています。</p> <p>補助金の取扱いに問題があると思います。単位老人クラブの中には、繰越金がかかり残っている団体もあり、補助金が必要ない団体も見受けられます。今回の評価を受け、補助金のあり方、老人クラブ活動の評価基準など、次年度予算について考え直していただきたいと思います。</p>
岩永委員	<p>単位老人クラブの運営を担ってくれる方がいないということですが、地域貢献したいと考えている方はいると思います。先進的な事例の紹介など、そうした方たちの意欲をかき立てる取組みに努めていただければと思います。</p>
岡本会長	<p>他に質問もないようですので、本事業のヒアリングを終了します。 それでは、今後の予定を事務局よりお願いします。</p>
政策課 宇野	<p>今後のスケジュールですが、まず、各委員からの評価作業シートを 10 月 21 日（金）までに提出をお願いします。事務局で取りまとめたものを資料として、次回の第 3 回の会議を開催し、委員会としての評価を決定する作業を行っていただきたいと考えています。その後、市への報告書（案）を事務局で取りまとめ、第 4 回の会議でその内容をご審議いただいた後、市長へ提出という流れで考えております。</p> <p>《第 3 回、第 4 回会議の日程調整》</p>
岡本会長	<p>それでは、第 3 回は 10 月 27 日（木）16:30 から開催します。第 4 回は委員全員が参加できる日がないようですので、改めて事務局より日程の連絡がありますが、欠席の場合は事前に事務局へ意見等ご提出いただき、それを反映していくということでご了承ください。それでは、本日の会議を終了します。</p> <p style="text-align: right;">（会議終了）</p>